

平成18年8月30日

1号機における運転上の制限の逸脱ならびに復帰に関する 調査結果について

当所1号機は定格出力にて運転中ですが、平成18年8月11日午前11時頃、原子炉建屋1階において、当社社員および協力企業作業員が同建屋北側の二重扉*¹を操作したところ、2つの扉が一時的に両方開く事象が発生したため、ただちに当該扉を閉めたとの連絡が、午前11時7分頃、中央操作室にありました。

その後、当社社員から当該扉が確実に閉まっているとの連絡を受けた当直長は、午前11時12分、保安規定に定める「運転上の制限」*²からの逸脱を宣言するとともに、即時に状況が解消されていることから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

なお、二重扉は一時的に両方開いたものの、ただちに閉めたため原子炉建屋の負圧に変化はなかったものと考えております。

これによる外部への放射能の影響はありません。

(平成18年8月11日お知らせ済み)

当該二重扉は、扉に取り付けられた押しボタンを操作すると扉のロックピン*³が上方に移動してロックが外れ、ハンドルの開操作が可能な状態になるとともに、もう一方の扉のロックピンが外れなくなることにより同時開放を防止する構造となっています。また、ロックピンには溝が設けてあり、ガイドネジでロックピンの上下の動きをガイドする構造となっております。

調査の結果、当該扉のうち内側扉について、ガイドネジの取り付け位置が通常より浅くなっていること、およびロックピンにおける溝の下端部に変形があることが確認されました。

このことから、二重扉が同時に開状態となった原因は、ロックピンが上方に移動した際に、内側扉におけるガイドネジのねじ込みが浅かったため、溝の下端部からはみ出してロックが外れた状態のまま固定されたことから、内側扉が常に開操作可能な状態となっていたためと推定いたしました。

なお、ガイドネジの取り付け深さについては、施工要領書に管理基準が記載されていませんでした。

対策として、ガイドネジを適正な位置まで深く取り付け直すとともに、変形が確認されたロックピンの溝については手入れを行いました。また、施工要領書にガイドネジの取り付け深さの管理基準を明記いたします。

なお、ガイドネジを有する他の二重扉については、ガイドネジのねじ込み深さに問題のないことを確認いたしました。

以 上

* 1 : 二重扉

原子炉建屋は事故時に放射性物質を閉じ込める機能を有しており、このため同建屋内を常時負圧に維持する設計としています。出入口は原子炉建屋の負圧を維持するために二重に扉を設置しており、同時に2つの扉が開かない設計となっています。

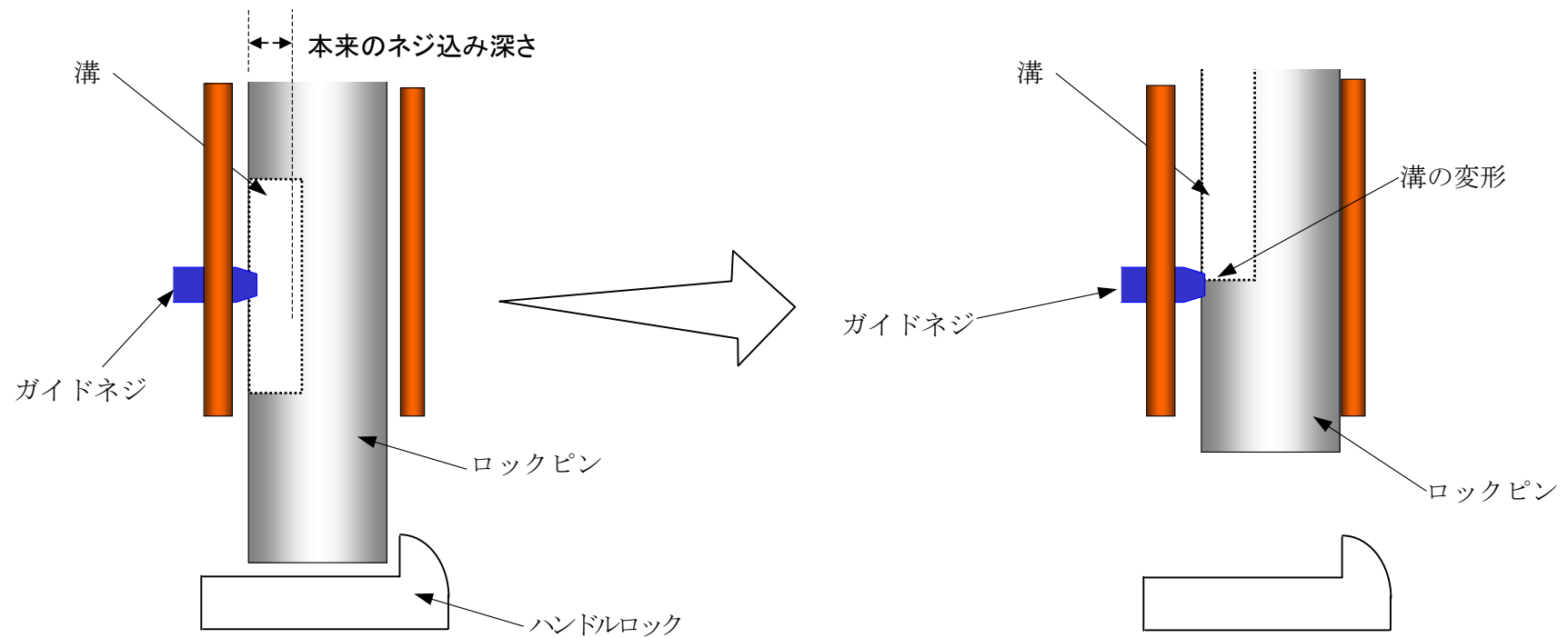
* 2 : 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

原子炉建屋の二重扉については、少なくとも1つが閉鎖状態にあることが要求されており、運転上の制限を満足しない場合には、原子炉建屋の負圧を保つための措置を講じることが要求されています。

* 3 ロックピン

ハンドルの開操作をできなくする金属棒。



ハンドル開操作防止状態

ガイドネジによりロックピンが固定された状態

1号機における運転上の制限の逸脱ならびに復帰の概要図